

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田村市長 白石 高司

市町村名 (市町村コード)	田村市 (211)
地域名 (地域内農業集落名)	神俣地区 (神俣、川向、入新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市の南部に位置し、JR神俣駅周辺には住居が集中している。同駅東側から入新田集落へ向かう県道沿いに農地が細長く続き、その先には地区の4分の3を占める山々が扇のように続いている。
地域の農業者は高齢者が多く、今後は農業者の後継者不足による離農数の増加と、それによる耕作放棄地の増加が予想される。農用地所有者からは、「売却したい」、「土地を有効活用してほしい」、「震災後に水路の水量が減って耕作に支障が出ている」などの声が多く寄せられている。機械の老朽化、用水路、暗渠の設備更新を含めた農業用施設整備事業を必要とする声もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

これまでの水稻生産を主としながらも、地域で生産が可能な高収益作物の導入について検討を進める。
将来的な農用地の効率的な利用及び担い手への集積を図るため、基盤整備事業の活用を検討する。
また、地域外からの新規参入も視野に入れた後継者づくりと農業組織の拡大、共同利用等の確立、河川改修、用水の確保に向けた体制作りを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	163.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	163.98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農用地等を、農業上の利用がおこなわれる区域として、保全・管理を行っていく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模縮小や離農等の意向がある農用地について、認定農業者等を中心に借受意向がある農業者へ農地バンク等を活用して集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
規模縮小・離農希望者が所有する農地を担い手へ集約化するにあたり、農地中間管理機構の農地バンクや農地整備事業等の活用を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
遊休農地や耕作放棄地等の有効活用を図るため、各集落において「農地中間管理機構関連農地整備事業」を活用した基盤整備事業について検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者不足の課題解消に向けて、新規就農希望者・企業を積極的に受け入れ、地域全体で担い手として育成する。 農作業における経済的負担軽減を図るため、機械の共同化について検討を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組を行っていないが、地区内で活用に向けた検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による農作物被害があるため、電気柵、箱罾、くくり罾等を設置するほか、市担当部署や実施隊等が連携して被害低減を図る。
 ⑦中山間地域等直接支払制度等を活用しながら、農地の保全管理を行っていく。
 ⑧地域と行政が連携した農業用施設の維持管理体制作りを進める。